

第4期 第5回 川口市自治基本条例運用推進委員会 会議録

会議の名称	第4期 第5回 川口市自治基本条例運用推進委員会
開催日時	平成25年5月29日（水）午後6時26分から午後8時25分
開催場所	中央ふれあい館 特別会議室
出席者	（委員長）齋藤委員長 （副委員長）田村副委員長 （委員）板橋委員、松本委員、浅見委員、権正委員、舟木委員、 松尾委員、北浜委員、宮坂委員、林委員、草野委員、後藤委員
会議内容	（傍聴について） ○ 開 会 ○ 議 事 ・自治基本条例の策定経緯について ○ 次回の会議について ○ その他 ○ 閉 会
会議資料	1 次第 2 前回の会議録 3 各委員の意見集約・ゲストスピーカー内容要約 4 川口市自治基本条例のパンフレット 5 川口市自治基本条例の手引き
発言内容	（傍聴について） 事務局 本日は1名から傍聴の希望が出ているので入室していただく。また、 会議開始後に傍聴希望者が来た場合は所定の手続き後に入室していただく 取り扱いとする。 ■ 1 開 会（午後6時26分） 事務局 これより第5回川口市自治基本条例運用推進委員会を開会する。本日の 欠席者は1名、出席委員は過半数のため、この会議は成立している。 はじめに、本日の資料を確認させていただく。 机上配付してあるのは、次第、前回の会議録完成版、各委員の意見集約・ ゲストスピーカー内容要約の4点である。 なお、「川口市自治基本条例の手引き」、「川口市自治基本条例のパンフ

レット」は、毎回の会議に持参していただきたい。資料について過不足はないか。

－ 資料の過不足なしの声 －

本日の議事については、次第に従って進めたい。ここからの進行は、委員長をお願いしたい。

■ 2 議 事

委員長

本日の進め方としては、今後の進め方の意見や感想等を事前に提出いただいた。各自の意見を述べていただき、その意見に対してディスカッションしていくという流れで進めたい。

その進め方でよいか。

－ 委員了承 －

委員長

それでは順番をお願いしたい。

委員

条例は策定委員会において十分に議論がされており、この委員会の人数や回数について条例そのものを議論することが適切ではないと思う。

この委員会が議論すべきことは、どのように条例が運用されているかという点ではないか。

委員長

ただ今の意見で確認したい点があるが、「どのように条例が運用されているか」の主語、つまり、運用するのは誰と考えるか。

誰とは、「市民」なのか「市」なのか。

委員

特に「市民」や「市」などと、限定して考えてはいない。

委員長

では、次の意見をお願いしたい。

委員

条例については個人的には見直すところはないと思う。運用については、市民の75パーセントが自治基本条例を知らないことは受け止めなければならない。大事なのは現状を認識することではないか。

次に、委員会の在り方について見直すところがないとすれば、この委員会の役割はおのずと運用と啓発になるのではないか。

また、答申に対するフィードバックが不明瞭に感じる。答申を受けてどのように変わったのかも確認したい。

委員長

では、次の意見をお願いしたい。

委員

私も市民意識調査における、自治基本条例を知らないという比率を下げることで、つまり、自治基本条例を周知していくことが、この委員会の役割かと思う。

条文の内容は見直す必要はないと考える。あるとすればこの委員会に具体的なミッションがないことである。

例えば、私の所属する青年会議所では市民意識の改革として、テーマを設定し、事業を展開している。

委員長

ただいまの意見に対して確認したいことはあるか。

委員

青年会議所で市民意識の改革事業を実施しているとのことだが、内容を具体的に教えてもらいたい。

委員

毎年テーマは変わるが、今年は青少年対象事業を展開している。子どもコミュニケーション能力の向上を目的として、子ども討論会や一泊二日の研修合宿などを実施している。

委員

了解した。

委員長

他になければ次の意見をお願いしたい。

委員

策定した条例にいかにか魂を入れるかが重要ということを言い続けてきたが、5W1Hでいえばこの委員会は、何をするという点が明確でないことが問題である。

その意味で「きらり川口地域ふれあいプラン」は、行政が市民の声をよく取り入れている参考としたい計画である。

その意味からも、委員会の在り方を検討すべきと考える。

委員

「きらり川口地域ふれあいプラン」のどんなところが参考になると考えているのか。

委員

この計画の内容は、インターネットのサイトに詳しく書かれている。この計画は10年かけて今に至っているが、辿ったプロセスが参考になると考えている。

委員長

先ほどの福祉計画のような分類は具体性のある実行計画ゆえに現場の声を拾うしくみが確立されている。我々委員会もある事項を調査するにあたってはもっと現場に足を運ぶ必要があるという提案になるのか。

委員

条例と計画では性質が異なるうえに、自治基本条例は範囲も非常に広がっている。そのため、テーマを絞った場合に参考にしてはどうかという意見である。例えば、この計画を参考にするためには、去年の「危機管理」や「町会・自治会」のように、まずテーマを絞ることが必要になってくる。

委員長

この委員会の役割を明確にすることが必要で、条例改正の必要がある
とすればこの委員会の在り方であるという意見でよいか。

委員

この委員会の役割は策定段階でも明確でなかったという話を聞き、や
はり委員会の役割が明確化されていないことが問題と認識している。

委員長

他になれば、次の意見をお願いしたい。

委員

自治基本条例の名称については、「住民自治基本条例」にあらためるべ
きと考えている。自治基本条例の根幹は住民自治であり、この理念を市
民に訴えることによって住民自治の大切さを納得してもらい、そのこと
が市民の啓発につながるものとする。

次に、見直し規定については、市民参加条例、協働推進条例のいずれ
も「この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し必要に応じて
見直しをおこなう」と明記されていることから、自治基本条例にも明記
すべきと考える。

最後に、この運用推進委員会は、条例を作りっぱなしにしないために
置かれた必置の委員会である。仮に廃止する場合は条例を改正する手続
が必要になる。

委員長

ただいまの意見に対して確認したいことはあるか。

委員

「住民」というと、「市民」よりも限定され、住んでいる人に限られる
ように感じるがどうか。

委員

「市民」と「住民」ということではなく、「住民自治」という四文字で
捉えている。「住民自治の主役が市民である」という自治基本条例の定め
る定義に異論はない。

委員

名称を「住民自治基本条例」に変えると、市民に浸透し、啓発に繋がるといった意見なのかと思うが、何か根拠はあるか。

委員

その点については、日本国憲法に由来する住民自治の啓発方法によって変わってくるかと思う。

委員長

名称を変えたからといって、それだけで効果が上がるという因果関係や相関関係が必ずしも成立すると限らないし、その関係を明確に示すことは難しい。やはり啓発の方法によるところが大きいのではないかと。他になければ、次の意見をお願いしたい。

委員

ゲストスピーカーの話を聞いて、いたずらに条例を改正する必要はないと感じた。仮に改正する場合は、それこそ、策定時の委員50人が納得するような規定と手続きを設ける必要がある。

少なくともこの委員会の議論で結論を出すものではないと考え、この委員会の役割は周知・PRに特化した方がよいと思う。

また、委員会の役割も「市民意識調査」のようなアンケート結果を基にして議論するような形式とした方がよいのではないかと考える。

委員長

ただいまの意見は、改正する必要はないという認識で、仮に改正する場合は明確な改正要件を設定すべきであり、この委員会の在り方は、周知・PRに特化してはどうかという内容かと思う。

この意見に関して何かあるか。

なければ次の意見をお願いしたい。

委員

今の意見と同じ考えである。委員就任当初は、条例を改正すべきと考えていたが、ゲストスピーカーの話を聞き、改正する場合はもっと熟した議論が必要で、時期尚早という考えに変わった。

個人的に改正すべきと考える点はいくつかあるが、それはあくまでも私見であると感じている。

したがって、改正するならばしかるべき時に、しかるべき方法で変えるのがよいと思う。

委員長

参考までに、個人的に改正すべきと思うところはどこか。

委員

言葉の定義で「最高規範」の文言などが気になっている。

しかし、そのことについても、策定するにあたり議論に議論を尽くした結果と認識している。

また、周知・PRに関する提案を述べたい。条例のパンフレットなど紙媒体を配付するのではなく、市のイベントなど、様々な場面において自治基本条例との関連性をPRしてはどうか。自治基本条例は市で行うことすべてに結びつけられると思う。

委員長

前回のゲストスピーカー森氏が言っていたように、自治基本条例の認知が進み、慣習化される状態が望ましいことに通じるかもしれない。

行政でいえば事業を予算化する際に市の最上位計画である総合計画との整合性で事業の重要性を説明することが慣習化されている。

今の意見はこのイメージに近いと思う。

ただ今の意見で、他に確認したいことはあるか。

なければ、次の意見をお願いしたい。

委員

事前に頂いた資料や、ゲストスピーカーの方々の話を聞き、大変な苦勞によって策定されたことがわかった。委員1年目の立場として、改正する必要があるかは正直なところ判断しかねる。

周知・PRに関していえば、市民歌が様々な場面で活用されているように、小・中学校など、教育の場面において、何らかの形で取り入れたらよいと思う。

委員

豊中市では、小学校6年生を対象に、教育の場で啓発を行っている事例がある。ゆるキャラなどを盛り込んだ子ども向け自治基本条例のパンフレットを作成しているとのことである。子どもが家庭で話すきっかけ

にもなる。

委員長

他に意見はあるか。
なければ次の意見をお願いしたい。

委員

ゲストスピーカーの話を聞いたところ、特に条例を変える必要はないと思う。それより市民への周知・PRが必要だと思う。

私自身、この委員会で自治基本条例を考える機会があったから、今回の小平市で実施された市民投票についても関心を持つことができた。

市民が市政に関心を持つということは、まず、自治基本条例を知ってもらえないと始まらないと思う。

委員長

例えば、自治基本条例を知らないと日常生活に困るようなことはあると思うか。

委員

特にないと思う。ただ、こうした場で自治基本条例を知ったことにより、普段なら見過ごす事例も当事者意識を持って考えるようになった。その意味では、自治基本条例の認知度が高まることは、市民の市政参加の意識向上にとって、必要なことだと思う。

委員長

他に意見はあるか。
なければ次の意見をお願いしたい。

委員

条文については変える必要はないと思う。例えば、歩きたばこを禁止する条例のように、何かを制限される条例でなければ、市民は関心を持ちにくいと思う。

また、「危機管理」の条文も抽象的な表現にとどまり、危機管理に対応する具体的な道筋までは規定されていない。

委員会の在り方に関していうと、正直、条文について審議するだけなら、この委員会自体も必要ないと思う。

委員長

ただ今の意見について何かあるか。

委員

この委員会を規定している自治基本条例33条が、どんな趣旨で規定されたのか考えなければならない。特に、33条の3項でこの委員会の機能を定めているが、この委員会が何をどこまで決められるかを議論すべきと考える。

委員長

この委員会に決定権はない。決定権は首長と議会にあり、この委員会は、首長と議会に対して意見を述べることであり、できるかぎり行政を民主化するための参考意見を市長に付するのが委員会である。

委員

そうなると、広く市民から意見を聴くことが必要であろう。

委員長

確かにその通りで、広く市民の意見を拾うことが求められる。
他に意見はあるか。

委員

先ほど、この委員会は必要ないという意見だったと思うが、その点についてもう少し詳しく聞かせてもらいたい。

委員

常設して定期的に委員会を開くよりも、市民が何か困っている懸案事項がある時など、審議が必要な時に開かれる委員会の方が、テーマもミッションもはっきりするということである。

委員長

今の提案は、違憲立法審査型の委員会になる。確かにその形で開催した方が、委員会のミッションが明確になる点からも、理にかなった委員会の形態である。

委員

よく理解できた。

委員長

他に意見がなければ次の意見をお願いしたい。

委員

条例見直しの可否については、意見は出尽くしたというゲストスピーカーの話を聞いて、改正する条文は個人的にないと思う。

やはり条例の認知度が低いことと、この委員会は自治基本条例を見守るための委員会ということから、在り方を検討すべきと考える。

具体的なアイデアはないが、自治基本条例を知らない人が多いのは、何とかしなければならないと思う。

委員

周知方法やPRに関して確認したい。

認知度を上げるという意見が多く出ているが、単純に認知度が上がればよいということなのか、それともその先を見据えた広報活動なのか。その点について考えを確認したい。

委員

私の考えは、単純に市民に知ってもらうための広報ではなく、また、市民から意見をもらう前提での広報でもないと考えている。

委員長

広報の観点から、毎年の市民意識調査で条例の認知度調査を実施しているが、この数値は例年あまり変化がない。このことから、認知度を上げること自体、非常に難しいことがわかる。

さて、みなさんから一通り意見をいただいたが、委員会の在り方を見直すという意見が多くでた。

今回、委員会の進め方についての意見で、質的な違いはあるにせよ、おおむね共有されているのは認知度を上げることではないだろうか。

私から進め方について、2通りの提案をしたい。

1つは、今回の諮問事項である、条例改正の可否と委員会の在り方について順番に議論していく進め方。

あるいは、すでに具体的な論点として挙がっている、名称の変更、見直し規定を設けること、条例の認知度を上げるという3点を議論していくことで、2つの諮問事項に結び付け審議する進め方である。

進め方について、皆さんから他に意見はあるか。

委員

進め方の意見ではないが、3つの論点に加えて、この委員会のミッション、どのような権限を持たせてもらっているか明確にする必要があると考えている。

委員長

多くの委員は抽象的な議論ではなく、この委員会が自治基本条例の認知度を上げるために何ができるかという道筋で議論するのがよいという意見であったかと思う。

漠然と委員会の在り方を議論しても難しいので提案したものである。

委員

具体的に問題提起を述べさせてもらいたい。

市の最高規範、川口市の憲法である自治基本条例を見守る委員会として、行政をチェックする機能を持たせているのか。

また、開かれた議会として議会運営がされているのかをチェックする機能を持たせているのか。

今期に限っていえば、市長に答申はしないとの考えだが、どのような議論をしたかという中間報告をする必要があると考えている。

色々と述べたいことは他にもあるが、何をどうする委員会なのかを明確にすべきで、広報的な活動は役割の一部と認識している。

副委員長

ただいまの意見について確認したい。いくつか議論したい点を挙げてもらったが、諮問事項にプライオリティをつけるとすれば、条例改正の要否よりも、委員会の在り方をまずは検討すべきという意見と解釈してよいか。

委員

その通りである。

副委員長

前回は確認したが、運用推進委員会の役割は33条の条文に書かれているが、この部分には委員会の事務所掌まで明記されていない。このことが、委員会の役割を曖昧にしているという見方もできる。

ところで、市民参加条例、協働推進条例などが制定されていて、自治条例制定時には、その具体的な内容が決まっていなかったものが現在は明確になっており、その運用を見ないと自治基本条例の要否を検討することができない現状である。そこで、今後、それらに関する具体的な事例に即して自治基本条例の改正を考える必要があるはずだから、当然、改正の余地は残されているという意見でよいか。

委員

そのとおりの考えである。

副委員長

自治基本条例制定から5年を迎える現段階でそれらを検証し、条例の改正が必要か否かを判断すべきではあるが、時間的な制約の中で2つの諮問事項を審議していくには、プライオリティをつけて順に進めていくしかない。

今期限りの委員には、実質的にあと数回しか意見を述べる機会が残されていないので、まずは、委員会の在り方の検討に着手し、次期の委員会がその結果をうけ、条例改正の要否を検討する進め方が妥当ではないかと考えている。

委員長

副委員長の見解とあわせて述べると、自治基本条例の認知度を上げる必要性は共有されており、それを手がかりに委員会の在り方も今のままでよいのかが見えてくるのではないかと考えている。

もし、委員会の在り方に問題があるとすれば、おのずと条例改正の要否に繋がる進め方になると思う。

副委員長

ただいまの見解に賛成する。

委員長

今の段階で何の論点もないまま、条例の良し悪しを議論するのは妥当

ではないと思う。

また、認知度を上げることとは多少観点が異なるが、条例を守るという観点からすると、条例や憲法は市民だけが守るのではなく、行政が守っていく必要がある。つきつめると、単純に市民の認知度が上がればそれで良いということでもない。

次回からの議論で参考にさせていただきたい。

委員長

他にはどうか。

委員

委員は、率直な意見を述べていくことが大事かと思う。

意見を述べる際に、あれこれと考えてしまうのではなく、感じたこと、思ったことを述べていけば、正副委員長がしっかりと整理をしてくれると思う。

委員会の在り方を中心に意見を交わしていけば、答申という形にこだわらず、何らかの形で中間報告のようなものを次期に引き継げるのではないだろうか。

委員

今の意見にあったように、何らかの形で今期中間的な報告を市長に対して提出したいと考えるがどうか。

委員長

今期は2年かけて諮問事項を審議し、市長に対する答申は行わないと了解を得ているため、中間答申を市長に対して行う考えはない。

委員

市長の諮問に対して、何らかの形で報告することは、会議の透明性にも繋がるのではないか。

委員長

透明性ということでは、会議録等もすべて公開されているので問題はない。

副委員長

市長に対する答申は行わないことを一応決め、これまで進めてきたのだから、今後の状況を見て判断するというところでどうか。

今の段階ではまだ具体的に検討するテーマも決定していない状態であることから、この件は、一旦、正副委員長に預らせてもらいたい。

委員長

ただいまの副委員長提案の進め方でどうか。

－ 委員了承 －

委員長

自治基本条例の認知度を上げるにはどうしたらよいかを軸にし、委員会の在り方についてもあわせて考えた意見を今回と同様に、事前に事務局に提出をしてもらいたい。

次回の進め方はその意見をもとに進めていきたいと考えている。

副委員長

事前に提出してもらった意見につけくわえると、認知度を上げるためにはどうしたらよいかというアイデアだけでなく、そのアイデアを実行するために委員会の構成、任期、開催頻度なども適切なのかどうかという観点などを加えていただけると、議論が進めやすいと思う。

委員長

事務局から自治基本条例運用推進委員会条例の条文と自治基本条例の該当部分を委員あてに送付してもらいたい。

なお、本日欠席の委員の意見を紹介すると、市民が主体的に関われる仕組みを考えてはどうかということで、認知度を上げるということよりもさらに先に進んだ提案になるかと思う。

それでは事務局から、次回の日程についてお願いしたい。

■ 3 次回の日程について

事務局

次回の日程は7月30日の火曜日、7月31日の水曜日、8月1日の金曜日のいずれかで調整をお願いしたい。

	<p>委員長</p> <p>ただいまの日程で都合が悪い日があるか確認したい。</p> <p>－ 8月 1日の金曜日が不可 － － 7月30日の火曜日が不可 －</p> <p>委員長</p> <p>では、次回は7月31日の水曜日をお願いしたい。 場所は、中央ふれあい館の本日と同じ特別会議室とし、開始時間は午後6時30分からとする。 最後にその他で何かあるか。</p> <p>－ 委員からなしの声 －</p> <p>事務局</p> <p>先ほどの事前に意見を提出していただく件について、事務局あてに、7月19日の金曜日までをお願いしたい。</p> <p>－ 委員了承 －</p> <p>■ 5 閉 会</p> <p>委員長</p> <p>他になれば、本日は閉会とする。</p> <p>(午後8時25分)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
次回日程	<p>次 回 7月31日(水) 午後6時30分から 中央ふれあい館 特別会議室</p>